

# 長野県町村公平委員会共同設置規約

(平成 17 年 3 月 1 日)

## (設置)

第 1 条 地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 7 条第 4 項の規定に基づき、別表に掲げる町村、一部事務組合及び広域連合(以下「関係団体」という。)は、共同して公平委員会を設置する。

## (名称)

第 2 条 この公平委員会は、長野県町村公平委員会(以下「公平委員会」という。)という。

## (執務場所)

第 3 条 公平委員会の執務場所は、長野市西長野加茂北 143 番地の 8 長野県町村総合事務組合(以下「代表団体」という。)の事務所に置く。

## (委員)

第 4 条 公平委員会の委員は、代表団体の長が、代表団体の議会の同意を得て選任するものとする。

2 代表団体の長は、前項の規定により選任された公平委員会の委員の氏名及び経歴を、関係団体の長に通知しなければならない。

3 代表団体の長は、公平委員会の委員に欠員を生じこれに伴い後任者の選任を行ったときは、当該後任委員の氏名及び経歴を関係団体の長に通知しなければならない。

4 公平委員会の委員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法その他公平委員会の委員の身分取り扱いについては、代表団体の条例の定めるところによる。

## (事務職員)

第 5 条 公平委員会の事務を補助する代表団体の職員の定数は、5 人と定める。

## (経費)

第 6 条 公平委員会の設置及び運営に要する経費は、代表団体の一般会計から支出する。ただし、その費用は関係団体が分担するものとし、分担する額は関係団体の長がその協議により定めるものとする。

2 公平委員会が関係団体のうち特定の団体にかかわる事務を処理した場合に要する経費は、当該団体負担とする。

## (補則)

第 7 条 この規約に定めるものを除く外、公平委員会の運営に関し必要な事項は、公平委員会が定める。

## 附 則

### ( 施行期日 )

- 1 この規約は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

### ( 経過措置 )

- 2 この規約施行の際、現に長野県町村総合事務組合議会の同意を得て選任した公平委員会の委員の職にある者は、それぞれの任期までの間、この規約の規定により選任された公平委員会の委員とみなす。

## 別表

佐久穂町、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、軽井沢町、御代田町、立科町、丸子町、長門町、真田町、武石村、和田村、青木村、下諏訪町、富士見町、原村、木曽福島町、上松町、南木曽町、木祖村、日義村、開田村、三岳村、王滝村、大桑村、池田町、松川村、八坂村、美麻村、白馬村、小谷村、小布施町、高山村、信州新町、信濃町、牟礼村、三水村、小川村、中条村、佐久平環境衛生組合、南佐久環境衛生組合、小海町北相木村南相木村中学校組合、北佐久郡老人福祉施設組合、川西保健衛生施設組合、青木村及び上田市共有財産組合、真田町外二市共有財産組合、武石村長門町中学校組合、長門町和田村健康管理組合、依田窪医療福祉事務組合、南諏衛生施設組合、木曽広域連合、池田町、松川村学校給食共同調理施設組合、池田町明科町松川村葬祭センター施設組合、北アルプス広域連合、白馬山麓環境施設組合、須高行政事務組合、飯綱行政組合、北部衛生施設組合、犀峽衛生施設組合、西部衛生施設組合、長野地区農業共済事務組合、北信地域町村交通災害共済事務組合、長野県市町村自治振興組合、長野県町村総合事務組合